

第 21 期第 11 回北海道内水面漁場管理委員会議事録

1 開催日時

令和 5 年 2 月 6 日（月曜日）15 時 00 分

2 開催場所

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 第 2 水産ビル 4 階 4S 会議室

3 出席委員

会長 野川秀樹 副会長 福土國治 委員 中野信之 委員 小川勝士  
委員 佐々木昇 委員 大井 昇 委員 牧野良彦 委員 山口俊介  
委員 木村直哉 委員 杉若圭一 委員 斎藤裕美 委員 清水宗敬  
委員 井尻成保 委員 古谷直樹 委員 松田有宏

（出席 15 名）

4 議事録署名委員

清水宗敬及び井尻成保

5 事務局

事務局長 柳原雄三

6 臨席者

水産林務部水産局漁業管理課 サケマス内水面担当課長 松村 悟  
課長補佐（遊漁内水面） 岡村淳一  
遊漁内水面係長 小川元樹  
主査（内水面） 小川春人  
遊漁内水面係 主事 佐藤往志  
地方独立行政法人北海道立総合研究機構さけます・内水面水産試験場  
内水面資源部長 楠田 聡  
研究主幹 安藤大成

7 議題

- (1) 協議事項 第 8 次内水面共同漁業権漁場計画最終案について  
第 15 次内水面区画漁業権漁場計画素案について

## 8 議事内容

(事務局)

ただ今から第 21 期第 11 回北海道内水面漁場管理委員会を開催いたします。開会にあたり野川会長よりご挨拶申し上げます。

〔会長挨拶〕

(野川会長)

委員会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。委員の皆様には何かとお忙しい中、また、足下が雪で悪い中、委員会にご出席を頂きましてありがとうございます。また、公務ご多忙の中、水産林務部そして、さけます内水試の皆様には委員会にご臨席を賜りお礼申し上げますとともに、委員会の審議につきまして、よろしくご指導をお願いしたいと思います。さて、前回の委員会におきまして、共同漁業権漁場計画の素案についてご審議を頂きました。今日は、その審議を踏まえた上で北海道が策定した漁場計画の最終案について、ご審議を頂きますとともに、区画漁業権の素案についても、併せてご協議をお願いすることとしております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。今日は、よろしくお願い致します。

(事務局)

次に、ご臨席を頂いております松村サケマス・内水面担当課長からご挨拶を頂きます。

〔来賓挨拶〕

(北海道 松村サケマス・内水面担当課長)

サケマス・内水面担当課長の松村でございます。野川会長をはじめ委員の皆様におかれましては、日頃から水産行政の推進にあたりご協力を頂いておりますことに対しまして、厚くお礼申し上げます。また、今日は委員会に先立ちまして、小委員会が開催されまして、小委員会委員におかれましては、重ねてご審議のほどよろしくお願い致します。今日は会長からありましたように、内水面共同漁業権漁場計画の最終案と区画漁業権漁場計画の素案ということで、関連する資料も交えながら説明をさせて頂きたいと思っております。その他、議事次第にはありませんが、道が作成する増殖指針の概要についても若干説明させて頂きたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。今後も引き続き、漁業権切替の業務が続きますが、よろしくお願い致します。今日は、どうぞよろしくお願い致します。

(事務局)

松村課長ありがとうございました。この後の議事進行は野川会長にお願い致します。

〔議事〕

(野川会長)

それでは最初に出席委員の人数報告を致します。本日は15名の委員が出席しておりますので、委員会が成立していることを報告させていただきます。次に、議事録署名委員を私から指名させていただきます。今日は清水委員と井尻委員にお願い致します。よろしくお願ひします。それでは、早速審議の方に入りたいと思います。協議事項の1つ目であります第8次内水面共同漁業権漁場計画最終案についてです。先ず初めに漁業管理課から最終案の内容等についてご説明を申し上げます。

〔漁業管理課説明〕

(漁業管理課 小川主査)

第8次内水面共同漁業権漁場計画につきましては、1月16日開催の第10回委員会において素案を説明させて頂いたところです。資料1-1をご覧ください。最終案に係る要望のあらましですが、素案で説明しました内容と修正等が1カ所増えたことを除き変更はありません。次に資料1-2をご覧ください。漁場計画の最終案になります。表紙及び一覧表につきましては素案を最終案に、年月を令和5年1月から2月にしたもの以外に変更はありません。表紙の裏面に内水面の位置図を付けさせて頂きましたのでご覧下さい。1の漁業権に関する事項につきましては、区画漁業権から共同漁業権に変更する胆振管内の倶多楽湖を1件新規漁業権として、その他の47漁場区域を類似漁業権として設定することとしております。5ページ目の一覧の下の方、2の保全漁場に関する事項につきましては、内水面にはこれに係る漁場がありませんので、無しとしております。次に漁場図案について、担当の佐藤から説明致します。

(漁業管理課 佐藤主事)

最終案に係る漁場図は資料1-3になります。漁場図については前回委員会の際に現状の漁業権からの変更箇所について説明致しました。今回は前回の委員会以降に河川管理者との協議などで判明した修正箇所を口頭で説明致します。なお、事前送付の後に修正している箇所もございますので、本日お配りした資料をご覧ください。修正箇所は3つあります。いずれも道路、河川構造物の名称についての修正です。1つ目、資料1-3の区分1をご覧ください。漁場の区域の1列目から2列目にかけて、道道矢白場札幌線の記載がありますが、素案ではこの道路名に誤りがありましたので修正しています。2つ目は区分7をご覧ください。漁場の区域の1列目に後志利別川瑠璃橋の表記があります。素案では、瑠璃橋を平仮名で表記しておりましたが、河川管理者からの指摘により漢字表記に修

正しています。なお、この修正については事前送付後の修正となります。3つ目、区分42をご覧ください。漁場の区域の2列目の小向橋の表記がありますが、河川管理者から橋梁名の誤りについて指摘があったため修正しています。修正箇所は以上となりますが、資料1-1要望のあらまし、右側の修正等の欄について今説明いたしました修正点を加えると、修正は全道で計17か所でございます。以上が漁場図について素案からの修正内容となります。漁業管理課からの説明は以上です。

(野川会長)

それでは引き続きまして、委員会に先立って行われました小委員会での協議結果について、杉若委員長から報告を申し上げます。

(杉若委員)

小委員会の結果についてご報告致します。前回の小委員会と委員会で適当と認められた共同漁業権の素案から変更が全くない状況で、今回、最終案が出てきております。ということで小委員会では新たな意見等は無く、素案と同様に最終案についても適当という判断になっております。

[質疑応答]

(野川会長)

漁業管理課から共同漁業権漁場計画の最終案の内容について、それから委員会に先立ち1時30分から開催されました小委員会での議論の結果について、ただいま委員の皆さんに説明を申し上げました。何かご質問等ございましたら発言をお願いします。

(大井委員)

基本的なことを教えて頂きたいのですが、資料1-3の漁場図一覧ですが、表記というのは何を基に記載されているのでしょうか。

(野川会長)

具体的をお願いします。

(大井委員)

区分20の図面、トイトツキ沼、釣りでも出てくる場所ですが、通常はトイトツキ沼と言ってますけど、この表記は何を基準にしているのでしょうか。国土地理院の地図を見るとトイトツキとなっています。図面上のトイトツキ沼と記載されている場所も、位置がここではなかったような気がします。また、区分25で達古武沼と書いていますが、国土地理院の地図では達古武湖となっていますし、もう一点、文言で達古武川本流とあります

が、達古武川本流とはどこのことを言うのか教えてください。

(小川主査)

基本的には国土地理院の地図をベースに業者に委託をかけて、前回の第7次の漁場連絡図を最新のものにするとともに、もっと大きな連絡図として作成しております。また、漁業権者がこれまでずっと使ってきた解りやすい表記というものがあり、それについては、一度、漁業権者に確認した上で使用している場合もあります。そのことで、国土地理院なり、正式な河川名と一部合致しないところはあるかと思いますが、まずは区域が解りやすいかどうかということ、漁業権者と話し合いながら進めてきておりますので、国土地理院と同じでないところもあるかと思いますが、質問のありました達古武川本流ですが、達古武川と釧路川の合流するところまでが達古武川本流となります。図面については概念ということで、できるだけ解りやすく作らせては頂いていますが、もし、より解りやすいという表記があれば、現地の漁業権者に2、3度確認して、書かせてもらった概念図ということで理解頂ければと思います。

(野川会長)

国土地理院を基本にしつつも、これまでの実績、それから漁業権の区域が解るようにということを考えてながら使ってきているというお話でしたけども、何か。

(大井委員)

達古武沼は漁業権者との話し合いで達古武沼になったのですか。これも国土地理院では達古武湖ですけども。

(小川主査)

現地の漁業権者の方からはこれで修正は無いということでした。先ほどお話のあった十勝の方については、ウツナイ川とかトイトツキ沼ですが、漁業権は十勝川本流のみで、ここは漁業権区域ではありませんし、漁業権者からも修正意見がなかったこともあり、周りの状況が分かればということで、このような表記としております。

(大井委員)

漁業権者が良ければそれでいいという話ではなくて、今後、統一された方がいいのでは。国土地理院は国が図面作っているところです。達古武湖も私の記憶だと、定かではないですが、行政の方で沼ではなく湖で統一すると、その周辺、開発をするためにということもありましたし。一般的に国土地理院で謳っているならば、今後、そういうふうに表現を変えていった方がいいと思います。トイトツキ沼の位置も、どこにトイトツキ沼があるの

か。私の記憶ではもうちょっと上にあるのでは。必要ないなら削除すればいい話です。区分25の達古武川、文章にある文言は地図にも落とさなければだめなのではないですかね。我々もいろんな本の作成とかやりましたが、文言にあるところは地図に落とし込んでいます。さらっと見た感じ、区分25だけが、達古武川、これ記載ありませんから。意見としては、今後、文言に出てくるのは、図面に落とした方がいいと思っています。

(野川会長)

ご意見ありがとうございました。確かにご指摘のとおり、区域の文言に出ているところは地図にないと、どこを表しているか解らないと思うので、そこはあった方がいいと思います。委員のご指摘がありましたので、漁業管理課の方で少しご検討頂いて、必要な箇所は修正頂くことでいかがでしょうか。

(小川主査)

分かりました。今ご指摘のあった達古武川本流については表記したものに修正し、それで最終案の図面とさせて頂きたいと思います。ただ、十勝の方については、本流のみで周りの状況ということで書かせて頂いたのですが、現地の方とこれを表記することがいいのかどうかということを確認し、必要なければ削除させて頂きたいと考えます。

(野川会長)

貴重なご意見だったと思います。この際、一度、適正かどうかご検討頂ければと思います。より良い漁場図になればそれに越したことはないので、よろしくお願ひしたいと思います。他に質問等ございますでしょうか。

(井尻委員)

区分9の大沼ですが、漁業権にえび漁業も入っているのですが、一般の人がエビを網ですくって捕っているのを見かけるのですが規制はないのですか。

(小川主査)

こい、ふな、わかさぎは遊漁規則にありますが、えびは設定されていないので、えびについての遊漁は規制されません。漁法の制限で40センチ未満のたも網とか徒手ですとか、知事許可のいらぬものでやられることについては規制ありません。

(野川会長)

他に質問等ございますでしょうか。無ければ、この最終案の取り扱いについてですが、先ほど杉若委員長から報告のあったとおり、小委員会においても、素案と最終案が同じ内容であったこともあり、小委員会において特段、異論はございませんでした。また、ただ

いまの委員会においても、一部、表記の問題はありましたけども、内容そのものについて異論が無かったということでございますので、今回示された最終案につきましては、委員会としても適当と認めるということにしたいと思っておりますけども、よろしいでしょうか。

〈ハイの声あり〉

(野川会長)

それでは、今回示された最終案につきましては、委員会として適当と認めるということに致したいと思っております。続きまして、この最終案に係る利害関係者からの意見聴取について、漁業管理課から説明をお願いしたいと思っております。

〔漁業管理課説明〕

(小川主査)

資料1-4をご覧ください。利害関係者からの意見聴取につきましては、漁場計画は水面の総合的な利用を推進する観点から、漁場を利用しようとする者などの関係者の意見を聴き、透明性の高いプロセスのもとで定める必要があるとの考えから漁業法改正により定められた手続きであり、漁場計画の案を作成しようとするときは、漁業を営む者、漁業を営もうとする者、その他の利害関係人の意見を聴き、聴いた意見について検討を加え、その結果を公表することとされており、北海道では漁場計画策定要領に必要な事項を定め事務等を進めることとしております。

次のページをご覧ください。利害関係人について国から示された内容になります。意見を述べる対象となる利害関係人は、基本的には漁業を営む者、漁業を営もうとする者、漁業協同組合、船舶の運航者など、法律により土地を収用し又は使用する事業を行う者、水面の利用・開発をする事業者となっており、法の施行規則で定める利害関係者自らが行う、利害関係のあることの疎明についての判断については、表にあります利害関係の有無の判断に際して確認すべき点に従って判断することとなります。このことから、単に余暇等で水面を利用する者などは、利害関係人とはならないと考えております。

次のページをご覧ください。北海道で策定した漁場計画策定要領となりますが、ページをめくって頂いて3ページ目の下の方になりますが、具体的な事務処理として、意見聴取及び結果の公表は漁業管理課のホームページで行い、意見聴取の期間は道のパブコメ要領などを参考とし30日以上としております。ページを1枚めくって頂いて、意見を述べようとする者については、先ほどご説明した国の通知を参考とすることとしております。意見の提出があった場合は意見について検討を加え、その結果を公表することとしており、その結果の公表についてもパブコメ要領などの基準を参考に、漁場計画策定の日までに行い免許の日まで公表することとしております。また、検討を加えた結果、原案に変更等が生じる場合は、必要に応じ、再度、内水面漁場管理委員会と調整を行うこととしてお

ります。

なお、利害関係者からの意見聴取に係る今後のスケジュールにつきましては、本日、一部図面の修正を除き、ご了承頂きましたので、今週後半を目処に意見聴取を開始し30日間掲載し、意見の受付をした後に意見を取りまとめ、検討を加えた漁場計画案を3月中旬に作成し、内水面漁場管理委員会への諮問を予定しております。以上で利害関係者からの意見聴取について説明を終わります。

〔質疑応答〕

(野川会長)

ただいま漁業管理課から漁場計画策定に係る利害関係者からの意見聴取について、今後のスケジュール、出された意見の取扱等に関して、ご説明がございました。ただいまの説明につきまして、委員の皆様から何か質問などがありましたら発言をお願いします。

(斎藤委員)

パブリックコメントですが、ホームページ上で行うとのことでしたが、利害関係者のみだけがパブリックコメントを出すことができるということなののでしょうか。

(小川主査)

これは、だれでも意見を述べる場ということではなくて、漁場計画に利害がある者ということで、先ほど説明させて頂いたのですが、公開自体は道のホームページで、また、道庁の漁業管理課、各振興局に書面での縦覧、30日間見られるような形をとらして頂くということで。意見についてはホームページとかメールや郵送、ファックスで受け付けるような形を要領にも書かせて頂いています。

(斎藤委員)

道以外の方はパブリックコメントができないということですか。

(小川主査)

ホームページ上からできますので、全国どこからでもご覧は頂けるかと思います。道のホームページに漁業管理課のページがありますので、そこで公開させて頂きますので、だれでもご覧になって頂くことはできます。ただ、受け付ける、検討させて頂く意見については、あくまでも利害関係者に、私は利害関係者ですよという疎明の資料を付けて提出頂いた意見のみとなります。

(斎藤委員)

今のところ利害がないと受付はしないという形で。



(小川主査)

ただ送られてきたものを全て意見として受け付けるかという、受け付けないということになるかと思えます。利害関係者であると自らが資料を付けて送られてきたものを、先ほどご説明しました国が出している資料で、こういう観点で確認させて頂いて利害関係者と判断した方の意見のみ受け付けるということになると思えます。

(松村課長)

法律上の書き方で、疎明という、自分で釈明とか、自分で証明してくださいというものですが、意見については、たぶん皆さん、いろいろ寄せられると思うんですよ。ただその方が実際利害関係者であるかどうかは判断できませんので、自分が利害関係者であることを疎明した中で、意見を述べてもらおうと。その中で利害関係者と思われる方の意見を取り上げる、有効なものだけを取り上げるということになると思えます。

(野川会長)

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。無いようでございますので、ただいまの1つ目の協議につきましては、これで終わりたいと思えます。次の協議事項、第15次内水面区画漁業権漁場計画素案についてに移ります。初めに漁業管理課から素案の内容等について説明をお願いします。

〔漁業管理課説明〕

(小川主査)

資料2-1をご覧ください。次期であります第15次区画の北海道内水面漁場計画素案に係る要望のあらましについて説明いたします。改めての説明となりますが、区画漁業権は養殖業を営むために免許されるものです。あらましとともに、資料2-2、資料2-4により、新規や変更、廃止などの内容について説明させていただきます。

なお、新規の漁業権設定はありません。次に廃止する漁業権については、あらましに伴って資料2-4をごらんください。第10回の委員会で活用状況及び漁業権者の意向をご説明した資料と同じものです。胆振管内の第1号第二種ひめます養殖業については、共同漁業権に変更の要望が有り、区画漁業権は設定しないこととしております。

次に、石狩管内新篠津村、袋達布沼の第1号第二種わかさぎ養殖業、日高管内様似町、幌満湖ほかの第1号第二種にじます養殖業、十勝管内上士幌町、糠平湖の第1号第二種わかさぎ養殖業及び新得町、サホロ湖ほかの第3号第二種わかさぎ養殖業、オホーツク管内置戸町、おけと湖の第1号第二種わかさぎ養殖業、空知管内三笠市、桂沢湖の第1号第二種わかさぎ養殖業、上川管内剣淵町、桜岡貯水池ほかの第1号第二種わかさぎ養殖業については、活用漁業権と判断できないことから区画漁業権は設定しないこととしており、設

定しない件数は8漁業権となっております。なお、廃止となる市町村及び電工興産(株)につきましては、漁業権者から提出された活用状況及び今後の計画などの資料や、漁業管理課と振興局が現地調査を行い、直接漁業権者とお話しさせて頂くなどし、活用漁業権と認められないこと、各漁業権者が養殖業を今後営む計画がない意向であることを確認しております。こちらの説明についても前回同様となっております。

次に、これまでの内容を変更して設定する漁業権ですが、これについても、あらましの方は真ん中の変更、胆振管内のウトナイ湖ほかのこい養殖業は廃止となりますが、資料4-2でいきますと養殖生産のこいのみ×となっているという状況で、活用状況で説明させて頂きましたが、養殖生産がなく今後も見込みがないということで、ウトナイ湖、漁業権は設定されますが、こい養殖業については廃止し、わかさぎとえびの漁業権となる計画です。変更については、この1漁業権1養殖業を設定しないこととなります。

資料2-2をご覧ください。北海道における内水面漁場計画第15次区画素案になりますが、設定する漁業権は胆振管内の第二種、ウトナイ湖ほか及び三ヶ月沼の2漁業権、十勝管内の第二種、然別湖の1漁業権、釧路管内の第一種、火散布沼の1漁業権、オホーツク管内の第一種、濤沸湖、藻琴湖、コムケ湖の3漁業権の計7漁業権となっております。

胆振管内のウトナイ湖、三ヶ月沼、十勝管内の然別湖の3件は二種漁業権になりますが、こちらについては淡水で魚類ですとか、そういったものを養殖する漁業権となっております。釧路管内の火散布沼、オホーツク管内の濤沸湖、藻琴湖、コムケ湖、こちらの方は汽水域、海水が混じったところでイカダ等、施設を使ってウニやカキ、海と一体となったような魚種の養殖する漁業権が設定される予定となっております。次に漁場図案について担当の佐藤から説明致します。

(佐藤主事)

区画漁業権の漁場図案について、現状の漁業権からの変更点をご説明いたします。資料2-1の右側の欄、修正等をご覧ください。現漁業権から漁場の区域の修正があるのは、十勝の然別湖の1か所のみとなります。

続いて、具体的な修正内容をご説明します。資料2-3、区分3をご覧ください。漁場の位置の文言について、削除するものを朱書き、追加する文言を下線で表記しており、図面では、変更のある箇所を朱書きで表記しております。本漁業権では、漁場の区域に記載している、基点第1号及び基点第2号について、標柱の位置を定めていた規則が令和2年に新しい規則となったことに伴い、規則名及び規則の条数について修正しています。なお、基点の位置に修正はございません。以上が漁場図案についての修正箇所となります。漁業管理課からの説明は以上です。

(野川会長)

引き続きまして、小委員会での協議結果について、杉若委員長から報告をして頂きます。

(杉若委員)

小委員会では論点を整理して協議を行っています。第一点は資料2-1の廃止の部分、新篠津村、上士幌町、新得町、置戸町、三笠市、剣淵町、この6市町村の漁業権の廃止はやむを得ないのか。結論から言いますと、漁業法の改正ということで、養殖生産がないところは漁業権の廃止はやむを得ないという結論になっております。ただ、地方自治体もっている漁業権といいますのは、単なる漁業生産ではなくて地域振興あるいは観光振興の遊漁の部分を持っていたということがあります。今回、漁業権が廃止されれば、この遊漁の管理という部分がなくなる。そうした場合に、内水面漁場管理委員会から離れてしまうのかもしれませんが、例えば管理ができなくなって事故が起きたらどうなるのか、特にこの六つの湖等は冬期間のワカサギ釣りがされている所です。そういった場合に、ルールが無いままで、例えば氷が薄くなっている時にワカサギ釣りがされて、それが事故につながったらどうするのか。そういった事故が起きる可能性も今後考えていかなければならない。そういった場合には単に漁業権を廃止しますというのではなくて、水産資源の利用ということもあるのでしょうか、道がきっちと、ある程度のアフタフォロー、ルール作り、そういったことに地元の市町村と協力しながら、より良い案を練って、作って行くべきだろうという意見が出ておりました。

それから同じ市町村でも鹿追町の区画漁業権が残ります。少ないながらも養殖生産があるということ。それから、以前から増殖事業もされているということで、存続させるということは妥当であろうという判断を行っております。そのほかの存続される漁業権についても妥当であるということになっております。結論としては、内水面区画漁業権漁場計画の素案については妥当であるという結論となっております。

先ほど審議しておりました共同漁業権、前回の素案が全くそのまま最終案として出てきているんですね。素案の段階で特に反対意見等がなかったというのもあります。そのことを考えると、区画漁業権の漁場計画、今回素案が出てきました。この委員会で全く問題ないと判断されれば、小委員会としては次回の小委員会で、この区画漁業権の最終案の検討を行う必要はないのではないかとこのまとめに至っております。

[質疑応答]

(野川会長)

はい、ありがとうございます。ただいま、漁業管理課から区画漁業権の素案に関して、現行漁業権の活用状況や素案の内容について、それから、杉若委員長から小委員会での議論の結果についてご報告をさせていただきました。ただいまの内容等につきましてご質問等がございましたらお願いしたいと思います。

(大井委員)

今の意見、小委員長の説明のとおりですが、前回、シノツ湖の話をさせて頂きましたけど、要するに区画漁業権が無くなると遊漁料ではなく管理料みたいものを取って、今後、地元と協議するという話でしたけども、あそこは管理小屋を作ってお金を取って釣られている。コマーシャルで1月も出てましたけど、一方で屋外で遊漁料のみを取って釣りをさせてる、人数、圧倒的に少数ですけど。今後は漁業権が一切設定されていませんから規制の無い地帯になると。ここでは、既に委員会に出ている、事故があった場合、改めて、前回は話しましたが、今後、地元とどうするのかと、どのような視点、どのような形で、事故が無いようにしていくのか。内水面漁場管理委員会の話では無くて、道としてどう対応していくのか。これ他もそうですよね、その辺どう対応していくのか。具体的に管理をどうしていくのか、協議して欲しいと思います。

それともう一つ、先ほどの話と同じです。区画漁業権漁場図、区分1、これも統一して欲しいと。文章ではウトナイ湖、図面は沼になっています。ルール&マナーも湖になっています。図面の沼を修正した方がいいと思います。

(野川会長)

意見の1つ目にございました漁業権廃止後の現場での混乱が無いように、北海道としても必要な措置、対応をするべきではないかというご意見がございました。まずそれについて、北海道からございますか。

(松村課長)

今回、漁業権の廃止に伴いまして、各市町村の方にも回らせて頂きました。ということもありまして、今、委員会でもご指摘ございましたし、改めて地元の方と協議、どうしていったらいいのか意見交換させて頂きたいと思っております。実際に事故が起きたら大変ですので、どういう対策がとれるのかということについても、具体にお話ししていきたいと考えております。ただ、現行法上、漁業権の中では免許できないということもありまして、実際、実績が無くて今後も大きな実績は見込めないという所については、やむを得ず廃止せざるを得ないと考えております。基本的には漁業権の無い川も北海道内たくさんございますし、安全対策につきましても河川管理者もいたり、湖なり川も管理者もいますので、管理者の方とも十分協議、地元でもして頂けるようにということも、お話ししながら詰めていきたいと考えております。

(中野委員)

区画漁業権は遊漁規則を設けていたのでしょうか。

(小川主査)

区画漁業権は自分の所有物になるので受忍というかたちで、ただ、市町村の場合はお金

を取る以上、条例等が必要ですので、それはきちんと整備された上で、基本的には遊漁料と同じような、自治体ですから、かかった経費分が基本になっているか、若しくはそれ以下の額になっているような現状にはあります。

(中野委員)

第五種漁業権と違って、第五種の方では遊漁規則という大きな枠組みがあると思うのですが、区画の場合は市町村単位でルールを決められているとのことですので、廃止なっても、それを生かせれば、問題無いのではないかと感じます。

(野川会長)

2つ目の質問でありました、表記の関係については。

(小川主査)

ご指摘ありがとうございます。漁業権者に改めて確認をして、問題なければ修正させて頂きたいと思います。

(野川会長)

よろしいでしょうか。他にございますか。

(井尻委員)

新篠津村の場合でも、わずかでも出荷していれば認める可能性はあるということですか。そういう事実があったら認められると。

(小川主査)

今後の計画があるかということ。以前にもご説明させて頂きましたが、毎年報告して、それを毎年判断されるという状況の中で、きちんと今後、生産を計画しているかということ、鹿追町のみ計画して生産をしていくとのことですか。

(井尻委員)

自分で種苗を放して養殖をする計画を立てれば、継続しようと思えばできないわけではないのですか。そこを諦めて返上しますということですか。

(小川主査)

鹿追町の場合は生産があることもそうですし、町有の施設があり、そこで湖から親を取って自ら種苗を生産して。

(井尻委員)

鹿追町の状況は解っているので。新篠津村の場合、やむを得ず返上するという事だったと思うのですが。続けようと思ったら続けられるのでしょうか。

(小川主査)

それも含めて、こちらの方で説明して判断して頂いた結果で、ずっと漁業生産をしていくのは難しい、計画については難しいという状況で、今回廃止される方々は、ご判断をされたということです。

(井尻委員)

遊漁でも、地域振興でもやっていて、続けたいのであれば、計画立てて少量でも生産するというやり方が。採ろうと思えば、採れるんじゃないかと思ったので。

(古谷委員)

元々、うちの村では、そういった漁業の形態はとっていないのです。確かに、ふ化盆で増殖的なことはずっとやっています、何十年も。何十年も漁業権を頂いていたのですが、自ら漁獲するというようなことは、一切これまでしていません。あくまでも遊漁としての扱いですから、漁業権廃止というのはやむを得ないと。ただ、今後、どうするんだということですが、今までどおり遊漁としての集客はしていきたいと、それは観光目的ということで。釣魚料は徴収できなくなりますが、貸し小屋ですとか、貸し竿ですとか、そういったレンタル的なもので収入を得て、管理の方も今までどおり管理人を置いて、安全対策を含めてやっていきたいと考えております。やること自体には何ら変わりはないです。

(野川会長)

他にご質問ございますでしょうか。

(清水委員)

区画漁業権が新たに及ぶ範囲についてお聞きしたいと思います。これまでは、北海道の解釈で大きな湖の縁辺を一個の大きな生け簀と見立てて、その中にいる所有物を管理していたと思うのですが、それを新しく、生け簀の縁辺までが区画漁業権の及ぶ範囲なのか、それとも生け簀を設置している一定範囲が及ぶものなのか。どのように解釈されているのか教えてください。

(小川主査)

これについては、一定程度閉鎖された区域を漁業権区域と考えるという道の考えは変わっていません。

(清水委員)

ワカサギをやめられるところは、やめることによって場所の管理がなかなか及ばなくなってという問題がありましたけども、先ほどのやりとりに関連しているのですが、小規模ながら養殖生産を行っているのであれば、その管理をすることはできるのではないかという解釈でよろしいのでしょうか。及ぶ範囲がこれまでと変わらないということでしたら、実際に養殖の生産の実績があると、及ぶ範囲というのをこれまでと同じように変えるという解釈になるのかなと。

(小川主査)

区域、いろいろ使うところと一部使わないところがあると思いますが基本的には全体を使いながら活用していくと。

(清水委員)

然別湖のお話だと限られているけれども生産を行っているので区画漁業権が継続というか、そのまま行くところで聴いていたのですが。そうしますと他の所も限られたところで、養殖生産を行っている、行っている区域、もう少し大きな沼とか湖の縁辺の所まで、一応、権利が及ぶので、例えば解氷による事故の問題とか、そういったものは対処できるようになるという解釈で聴いていたのですが。そのあたり具体的には。

(小川主査)

区画漁業権は生産のための漁業権であり、遊漁のためのものではありませんので、遊漁は活用、非活用の判断の基準には直接的にはならないです。

(清水委員)

数量は限られているけども、養殖現場として使っているので漁業権が継続となっているというふうに理解しました。

(松村課長)

然別湖自体は新規では無くて今までどおりという形で、区画漁業権ということなので小委員長も言っていました、小割の所でやるというのが一般的かなと思います。使い方的にはどちらかという共同漁業権に近いのかもしれませんが。将来的には区画というよりは共同漁業権というような、増殖をしながら、組合を作りながら、というふうな形になる可能性もあるのかとは思っております。

(清水委員)

そういったところに変なギャップが生まれなければ、先ほどのそういった氷の安全面とかも、ある程度包括的に回避できるかなと、説明を聴いていて思いました。

(野川会長)

他にございますでしょうか。

(佐々木委員)

密漁についてですが、漁業権が廃止になれば漁業権侵害になりませんよね。そういった場合に、条例で制限するというかたちなのでしょうか。例えば、期間だとか区域だとか設定し、それ以外の所で釣っていたとか。ようするに密漁者ですよ。その人方の扱いというのはどのようになるのでしょうか。

(小川主査)

内水面の場合、魚種に対して、共同でも五種の場合設定できますが、区画の場合は所有物として、漁業権侵害、区画の場合は窃盗罪となるのですが、漁業権が設定されていないと公共用水面の水産物は無主物となりますので、そういった観点からの密漁という判断にはならないこととなります。それ以外に区域としての管理というものを中心に、ダムですとか水域ですと、管理者がおりますので、そこと現地の方、もちろん道もご相談受けながら協力して行きたいと思いますが、管理上のルール作りというものを提案させて頂きまして、その中で地域にあったものについて検討して、観光振興としての遊漁を、できるだけ変わらず続けられるように協力させて頂きたいと考えております。

(佐々木委員)

置戸町、三笠市、剣淵町さんにうちの方から卵が行ってるものですから、まるっきり無法地帯というようなことになったら大変なことになると思います。また、条例で制約できるやり方はないのでしょうか。

(松村課長)

内水面の漁業権の場合は、海の方でもそうなんですけど、魚釣りをやっても違反ではないのです。川の方も漁業権持っていても遊漁規則を制定しなければ違反にはならないと。区画漁業権の場合は養殖、養殖しているものを盗られたら窃盗ですというようなかたちにはなるんです。基本的には漁業権がない川というのは、普通の川で魚釣りするのと同じこととなります。密漁というふうになりますと、例えば漁業権が無くても、刺し網で採っているとか、巻き網で大規模に採っているとかというようなものが密漁になるかと思えます。その部分ですと警察ですとか、私たち、漁業取締ということになります。通常は川の方で多いのは、釣りの方がフライだったり、餌だったり、密漁にはならないのかなと。



(佐々木委員)

そうなる今回廃止した市町村は、そういう密漁者が来ても一切取締はできないと。排除もできないと。

(松村課長)

そもそも密漁ではありません。共同漁業権を持っている川の中でも、遊漁規則を定めなければ遊漁料は徴収できない。ワカサギの漁業権を持っている所で、遊漁規則を持っていないところであれば、ワカサギを釣っている方がいても注意はできない。

(佐々木委員)

うちの場合、共同漁業権があつて遊漁規則を設定していますが、ワカサギ釣り、12月から3月まで設定していて、それ以外に湖でたも網ですくったとか、そういった場合は漁業権侵害にあたりますよね。

(松村課長)

規則通りの、40センチ未満のたも網ですとか、手づかみで捕まえるといったことでは、違反にはならない。遊漁規則があれば遊漁規則の侵害にあたります。

(小川主査)

遊漁規則の侵害になるのですが、それは、遊漁券を次は与えないとか、それは密漁かといえば、あくまでもルールを破ったということで、密漁にはならないです。

(佐々木委員)

心配しているのは、そういうところなんです。密漁にならないというのなら、あとは道と自治体の中で、その辺をうまく調整しながらやってもらうしかないのかなと。

(野川会長)

そういう意見も小委員会の中でも出ましてけども、漁業管理課の及ぶ範囲もありますし及ばない範囲もあります。また、河川であれば河川管理者もおりますし、ダムであればダムの河川管理者がいるわけですので、そういう関係者の中で、いろいろ問題について知恵を絞ってということにせざるを得ないのかなというのが、小委員会での結論と言いますか、そういうかたちに落ち着いたところです。時間も押してきておりますので、この場でどうしてもお聞きしたいと言うことがありましたら、一つ二つお受けしますが、ございますでしょうか。他に無いようでございますので、この素案の取扱でございますけれども、先ほど小委員長の方から報告のあったように、小委員会でもいろいろ意見はありました

が、結論として特段異論はなかったということでございますし、ただいまの委員会でも、廃止後の扱いについて、ご指摘、あるいは、表記の問題等についてご質問がございましたけれども、素案そのものにつきまして異論は無かったと理解をさせてもらいまして、委員会としてはただいまの素案については、適当と認めるという扱いにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〈ハイの声あり〉

(野川会長)

それでは、委員会としては、素案について適当と認めるという扱いにしたいと思っております。その後の素案の取扱については、先ほど小委員長からも話がありましたように、小委員会の方でも、素案につきまして特段意見は無かったことということで、共同漁業権の場合もそうでしたが、最終案の方も素案と同じような内容になるものと思われ、そうであれば、また、最終案について、時間をとって協議するまでもないのではないかという意見がございましたので、この委員会においても、本日示された素案をもって最終案という扱いにして、その上で北海道において利害関係者からの意見聴取などの必要な手続きを進めていただくことにしたいと思っておりますが、そういう進め方で異論はないでしょうか。よろしいでしょうか。

〈ハイの声あり〉

(野川会長)

それでは、そのようにしたいと思います。協議の方はこれで終了したいと思います。それでは、その他に移ります。増殖指針について漁業管理課からご説明を申し上げます。

〔漁業管理課説明〕

(小川係長)

第五種共同漁業権において、道が作成する増殖指針について概要を説明します。昨年、10月にもご説明しましたが、時間が経過しておりますので、まずは、改めて増殖指針の目的、作成に係る考え方やスケジュールについて説明し、最後に各漁業権の魚種毎に整理した一覧表について説明します。資料番号は資料3となります。増殖指針については、国の技術的助言により、第五種共同漁業権において水産動植物の種類、増殖方法、増殖規模を内容とする増殖指針を免許の可否の基準として公表することとされています。この増殖指針は、増殖方法と増殖規模の内容で構成され、それぞれの設定の考え方について増殖方法は、現漁業権で実施されている増殖方法を基本としつつ、これまでの増殖手法から変更する場合は、漁業権者から考え方を確認した上で妥当と判断したものを設定していま

す。また、増殖規模は、現漁業権で実施した増殖実績と同等規模を基本としつつ、今後の増殖規模がこれまでと大きく異なる場合は、こちらでも漁業権者から考え方を確認し、妥当と判断したものを設定していきたいと考えております。

次に、スケジュールについてですが、本日、増殖指針の概要について説明しておりますが、3月の委員会では、公表する増殖指針案として報告した上で、6月1日に漁場計画と同時に公表することを予定しています。2ページ目をご覧ください。ここでは、増殖方法と増殖規模の基本的内容について記載をしています。続いて3ページ目では、各漁業権の魚種毎に個別の増殖方法と増殖規模を一覧表で示しています。先ほどの増殖方法及び増殖規模の設定の考え方で説明したとおり、漁業権者から提出された資料及び考え方の聞き取りを行った上で一覧表として取りまとめを行いました。一覧表の見方ですが、表の上に道の増殖指針として公表範囲と示している範囲を、6月1日に道のホームページで公表する予定です。また、その右隣の(参考)漁業権者より提出とある範囲は、今後、漁業権者が計画している増殖内容であり、増殖指針と漁業権者の増殖計画を比較できるよう参考まで表示しています。また、取りまとめた当該増殖指針案については、2月1日にさけます内水面試験場と、2月2日に釧路水産試験場と意見交換をさせて頂き、概ね妥当との意見を頂いております。道としましては、別表のとおり、全ての漁業権で漁業権者の今後の増殖計画をそのまま道の増殖指針として設定することを考えております。説明は以上となります。

(野川会長)

ただいまの増殖指針の説明につきまして、何かご質問等ございましたら発言をお願いします。

(清水委員)

資料の中程にありますますが、これまでの増殖手法から変更する場合は、漁業権者の考え方を確認し、それについて妥当であるか判断して、その後に指針を公表するのか、あるいは、公表してから、漁業権者が変更したいとするのか、順番を教えてください。

(小川係長)

これまで道の方で各漁業権者の皆様から資料を提出して頂き、その内容について精査して参りました。先日2月1日に水産試験場からもご意見頂き、今回、この委員会で情報提供させて頂いております。このまま道の指針として制定していきたいと考えております。

(清水委員)

漁業権者さんが変える場合は提案をして、審議した上で、道の指針として公表しますと

いう流れでよろしいのでしょうか。

(小川係長)

補足の説明させていただきます。この指針の基となるのは漁業権者が今後、このように増殖計画をしていきたいというものをベースに、道の方で聞き取りを行って指針として設定しております。そのため、この指針について、現段階では漁業権からご理解を頂いているというふうに思っております。

(野川会長)

他にございませんでしょうか。

(杉若委員)

4 ページ目の倶多楽湖のヒメマスですが、増殖礁の設置とは具体的に何でしょうか。それと、同じ増殖礁の設置では、5 ページ目でエビ、他のエビでは増殖場の維持保全だとか、産卵基質の設置、いろいろな言葉が並んでいるのですが、違いはあるのでしょうか。

(小川係長)

倶多楽湖のヒメマスの増殖礁の設置ですが、これは漁業権者から聞き取りを行った結果、幼稚魚を他の魚類からの捕食とかを、ある程度抑制するため、木とかを束ねたものを湖内に設置すると聞いております。エビにつきましても、道の増殖指針としましては増殖場の維持保全という書き方が多いと思っております。この中身については、各漁業権者、こちらも抱卵したエビの隠れるところ、すみかにするところを造成することで増殖に繋げていくという考えをお持ちです。このため増殖礁の設置というのは、隠れ家となる人工物のようなものを設定するという考えです。一方、維持保全については、既に設置してあるものや藻場について、清掃であったり管理をしていくという場合は、そういう表現としてあります。また、漁業権者の今後の増殖計画という欄は、なるべく、そのままの表現で載せてありますが、道の指針では、できるだけ表現を統一するように整理しています。

(斎藤委員)

5 ページと 6 ページのザリガニについてですが、道内でウチダザリガニは外来種として有名だと思いますが、水産物として現在、価値はあまりないのに、産卵を促すとか、そういったことは、しなくてもいいのではないかと、というイメージなのですが、よくない外来種として有名なのに、ここで守るようなことをされている理由を教えてください。

(小川係長)

釧路管内のウチダザリガニですが、おっしゃるとおり外来魚というところではありま

すが、第五種共同漁業権を設定するためには、増殖行為というものが必要になります。漁業権者は、ウチダザリガニを漁業権として持って生産を考えております。その中で増殖というものが必須となっておりますので、このような対応を行っています。こちらについては、環境省、水産庁と平成 18 年に協議を行いまして、この行為であれば増殖として整理できると、既に回答を頂いておりまして、このように整理しております。

(斎藤委員)

平成 18 年といえればかなり前ですよ。今とは状況がかなり変わっているとは思われるので、少し考えられたらよろしいのではないかと思います。

(松村課長)

ウチダザリガニについては外来種ということで、そういう見方もありますが、ここでは過去から、導入してからずっと漁業資源として出荷をされて利用されているということがありますので、増殖というのは卵を放流するとか移植するとか、そういう積極的なものではなくて、今いるものを維持するというような、今いる資源を維持するような対策しかとれないというようなことで、まだ、漁協の方ではザリガニを重要な資源として使われているような状況で、積極的な増殖ではなく今いるものを使ってというような状況です。今後、ザリガニを増やしていくという意味ではなくて、今までやられてきたところだけで、環境省からも、移植とか出すときに許可を受けているのは、共同漁業権でここだけで、活で出せるのはここだけ、管理されたうえで、やられているということでご理解頂きたいと思います。

(杉若委員)

特定外来生物法では特定外来生物の使用は禁止されています。飼うこと自体が禁止されている。阿寒湖と塘路湖だけは活でも移植できます。おそらく産業外来種といった観点で 2 湖沼のウチダザリガニに関しては行われています。増殖場の保全という書き方をしただけで、あちこちから意見が出ると思います。ただし、仕方がないんです。漁業権魚種についての話であって、ここでは外来生物という話にはなっていないので、そのあたり説明をうまくしないとだめだと思います。

(中野委員)

私もこれをぱっと見たときに、一般的にこれ公表される訳ですので、けっこうこれ衝撃的だと思います。ザリガニが漁業権あるというのは解るんですが、かご等を使用するために漁業権を取らないと採れないので、漁業権を取らないといけない。だけど、増殖義務が付くので、当然、増殖しなければいけない。確かにこれ仕方がない。積極的ではないとはおっしゃっていましたが、なんとなく現場は私も解ります。一般的には理解していない人

がほとんどだと思うので、けっこうこれ意見が出るかなと思います。できれば環境生活部とも協議をして欲しいなと思います。代案出した方がいいような気がしました。私どももイトウ、希少種扱っておりますので、イトウの遺伝的な多様性があるので、放流するというのは、科学者から、あまりするなという意見があり、それも参考にしてできるだけ、そういうことをしないという方向に向かっているのですけど。何か良い出し方を検討した方がいいのでは。

(野川会長)

確かに全く知らない人が、ぱっと見たときに、どうしてこのように書いてあるのかなと、疑問に思うかもしれません。道の方で何か良い表現があるか検討頂くことで。他にご質問ございますでしょうか。

(清水委員)

今のウチダザリガニの件ですが、先ほどの説明であれば、漁協さんの方から上がってきた文言をカテゴリーに入れ込んで、こちらの方に、指針として公表していくというお話だったと思いますが、ウチダザリガニに関して、一般の方からそういうような意見が出るので、あえて何か違う文言を使って、これは特別違うんですよということが解るような表現にするのも一つの方法と、今、思いましたので意見として述べさせていただきます。

(野川会長)

あと一、二問、時間の関係もありますので。他にご質問等ございますでしょうか。無ければ、その他の増殖指針についてはこれで終えたいと思います。他に事務局から何かありますか。

(事務局)

次回第12回委員会の日程調整についてですが、日程調整の用紙をお配りしておりますので、FAX、メール等でご都合をお知らせください。先ほど、区画につきましても最終案として頂きましたので、次回は小委員会は開催せず委員会のみとなりますので、午後2時からの開催と考えております。2時からの開催でご都合が悪い場合には、日程調整の際に合わせてお知らせ下さい。よろしくお願いいたします。

(会 長)

今回の日程につきましては、事務局からの説明のようにご対応頂きたいと思います。委員の皆様から何か特段ございますでしょうか。無いようでございますので、長時間にわたりありがとうございました。これで、本日の委員会を終了させていただきます。どうもご苦勞様でした。